

東京都台東区工事成績評定要綱

22台総経第694号

平成23年3月25日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区工事施行規程(昭和63年4月台東区訓令甲第2号。以下「工事施行規程」という。)第25条の2及び東京都台東区契約事務規則(昭和39年6月台東区規則第13号。以下「契約事務規則」という。)第73条の2の規定に基づき、台東区が施行する請負工事(以下「工事」という。)に係る成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に行うことにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 評定は、1件の契約金額が500万円以上の工事について行う。

(評定者)

第3条 評定は、次の各号に掲げる者が行う。

- (1) 工事施行規程第2条第4号に規定する監督員
 - (2) 契約事務規則第56条第1項に規定する検査員
- 2 前項第1号に規定する監督員は次のとおりとする。
- (1) 総括監督員 評定対象工事主管課の課長
 - (2) 主任監督員 評定対象工事主管課の担当係長
 - (3) 担当監督員 評定対象工事主管課の担当職員
- 3 前項に定める主任監督員が担当監督員を兼ねる場合においては、担当監督員としての評定は行わないものとする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- (2) 検査員は、検査(清算検査及び材料検査を除く。)を完了したときは、速やかに評定を行う。
ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第5条 監督員及び検査員は、工事ごとに工事成績評定表(別記第1号様式。以下「評定表」という。)の各評定項目について、次条から第9条まで定めるところにより評定を行うものとする。

(主任監督員及び担当監督員が行う評定の内容、方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行う。

- 2 前項の評定は、別記第2号様式から別記第5号様式までに定める工事成績評定項目別評定表(以下「評定項目別評定表」という。)により行う。

3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目について最終評定を行う。

- 2 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令遵守等」について評定を行う。
- 3 前項の評定は、別記第6号様式に定める評定項目別評定表により行う。
- 4 総括監督員が評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員の評定方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

- 2 前項の評定は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 評定は、検査成績評定表(別記第7号様式)により行う。
 - (2) 細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表(別記第8号様式)により行う。
- 3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、検査主管課長に報告する。
- 4 第1項及び第2項により評定した検査成績をもって検査員が行う検査成績評定とする。
- 5 検査員は、検査成績評定表を総括監督員に送付する。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点をとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書(別記第9号様式。以下「報告書」という。)に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 当該工事主管課長は、評定の結果について当該工事主管部長へ報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により検査主管課長に送付する。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管課長は、別記第10号様式に定める工事成績評定通知書により、速やかに当該工事の受注者に評定の結果を通知する。

(検査主管部長への評定結果の報告)

- 第13条 検査主管課長は、評定の結果について検査主管部長へ報告する。
- 2 当該工事主管部長と検査主管部長が同一の場合、前項の報告は省略する。

(説明責務)

第14条 工事主管課長は、第12条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(苦情申立て)

第15条 当該工事の受注者は前条の説明に不服があるときは、別記第11号様式に定める工事成績評定に関する苦情申立書により区長に対して苦情申立てを行うことができる。

(台東区工事成績評定審査委員会への付議)

第16条 区長は、苦情の申立てがあった場合は、台東区工事成績評定審査委員会設置要綱に基づき設置した台東区工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)へ付議し、その意見を聴かなければならない。

(苦情申立者への回答)

第17条 区長は、苦情申立者へ回答するに当たっては、審査委員会の意見を十分に尊重し、別記第12号様式に定める工事成績評定に関する回答書により速やかに回答しなければならない。

(評定の修正)

第18条 総括監督員又は検査員は、苦情申立てに係る審査結果及びその他の理由により工事成績評定又は検査成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事成績評定を修正することができる。
2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第9条から第13条までの規定を準用する。

(優良工事の公表)

第19条 検査主管課長は、評定の結果、成績が優良とされた工事について、工事件名、受注者名等を公表することができる。

(不良工事に対する措置)

第20条 区長は、評定の結果、成績が不良とされた工事について、台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日台総経発第170号)に基づき指名停止等の措置を行う。

(実施細目)

第21条 この要綱の実施についての細目は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。
- 2 工事成績評定要領(平成17年4月1日17台総施発第3号)は廃止する。
- 3 検査成績評定要領(平成10年4月1日9台総経発第193号)は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係) 工事成績評定表
別記第2号様式(第6条関係) 工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)
別記第3号様式(第6条関係) 工事成績評定項目別評定表(技術力の発揮)

- 別記第4号様式(第6条関係) 工事成績評定項目別評定表(創意工夫と熱意)
- 別記第5号様式(第6条関係) 工事成績評定項目別評定表(社会的貢献)
- 別記第6号様式(第7条関係) 工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)
- 別記第7号様式(第8条関係) 検査成績評定表(土木、公園、建築、機械、電気)
- 別記第8号様式(第8条関係) 検査成績評定項目別評定表
- 別記第9号様式(第9条関係) 工事成績評定報告書
- 別記第10号様式(第12条関係) 工事成績評定通知書
- 別表 項目別評定点
- 別記第11号様式(第15条関係) 工事成績評定に関する苦情申立書
- 別記第12号様式(第17条関係) 工事成績評定に関する回答書